

生駒市条例第 2 1 号

生駒市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 3 年 9 月 2 6 日

生駒市長 山下 真

生駒市手数料条例等の一部を改正する条例

(生駒市手数料条例の一部改正)

第 1 条 生駒市手数料条例(平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「2 0 0 円」を「3 0 0 円」に改める。

(生駒市税条例の一部改正)

第 2 条 生駒市税条例(昭和 5 0 年 1 2 月生駒市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項、第 8 2 条の 2 第 1 項及び第 8 2 条の 3 第 1 項中「2 0 0 円」を「3 0 0 円」に改める。

(生駒市介護保険条例の一部改正)

第 3 条 生駒市介護保険条例(平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「2 0 0 円」を「3 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。